

不具合事例		整理番号 T-06-006	
タイトル	汚染土壌掘削完了時の平面、深度範囲をしっかりと記録しましょう！		
工種	<input type="checkbox"/> 調査 <input checked="" type="checkbox"/> 対策	フェーズ	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 作業中
対象汚染物質	第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、第三種特定有害物質		
土地履歴	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 <input checked="" type="checkbox"/> 工場跡地 <input checked="" type="checkbox"/> 特定有害物質使用工場 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
説明図	<p style="text-align: center;">「ほんとに掘ったの？ 記録写真は？」</p> <p style="text-align: right;">ところで掘削完了時の写真は???</p>		
作業内容	汚染土壌の掘削除去措置		
使用機器	バックホウ、リボンテープ、スタッフ、レベル		
不具合事項			
<ul style="list-style-type: none"> 汚染土壌の掘削除去措置として、所定の単位区画、深度の汚染土壌を掘削、場外搬出を行った。 汚染土壌掘削完了後、良質土で埋め戻しを行い、工事終了確認のための客先立会を受けたが、掘削完了時の写真を撮影していなかったため、掘削除去範囲が適切であったことを証明できなくなってしまった。 そのため、掘削除去措置を実施した単位区画毎にボーリング調査を行い、良質土で入れ替わっていることを証明する対応を迫られた。 			
予防措置(計画者、監督者、作業員)			
<ul style="list-style-type: none"> 掘削除去措置の計画時に、単位区画毎に、掘削平面、深さを写真撮影により記録として残すこと¹⁾を盛り込み、発注者、行政担当窓口と合意を得る。(計画者) 掘削除去後、場外搬出した土壌を適切に処理したことを証明するため、搬出汚染土壌の管理票を発行し、記録として残すことも合わせて計画書に盛り込み、発注者、行政担当窓口と合意を得る。(計画者) 汚染土壌の掘削除去～場外搬出に、写真撮影、搬出汚染土壌の管理票により記録を残す必要があることを、監督者、作業員に周知徹底する。(計画者) 可能であれば、掘削完了時に発注者に完了確認の立会いを依頼する。 			
応急措置			
<ul style="list-style-type: none"> 埋め戻し部分の確認ボーリングの実施、埋め戻し土の搬入証明書(伝票)による確認等複数想定されるために、早急に関係者で対応策について協議を行う。 			
その他、留意事項			
<ul style="list-style-type: none"> 写真については、掘削平面、深度がわかるように撮影し、記録として残す。 掘削除去措置を実施した全ての単位区画について、写真撮影を行い、記録を残す必要がある。 			
関連法規等、出典	・ 1) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第 3.1 版 p. 646		
キーワード	掘削除去、写真、記録		
発生頻度	<input type="checkbox"/> 多 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 少	重大性	<input type="checkbox"/> 致命的 <input checked="" type="checkbox"/> 重大 <input type="checkbox"/> 軽微

タイトル	汚染土壌掘削完了時の平面、深度範囲をしっかりと記録しましょう！
説明図	<p>「ほんとに掘ったの？ 記録写真は？」</p> <p>ところで掘削完了時の写真は???</p>
作業内容	汚染土壌の掘削除去措置
指示事項	
<ul style="list-style-type: none">汚染土壌の掘削除去終了時、発注者、行政担当窓口と合意した計画に基づき写真撮影により記録を残す。写真については、掘削除去措置を実施する全ての単位区画について、掘削平面、深度がわかるよう発注者、行政担当窓口と合意した計画に基づき撮影する。また、汚染土壌の場外搬出時、搬出汚染土壌の管理票により記録を残す。	
どんな不具合が起こりうるか？	
だから私たちはこうします	
本日の重点施策	ヨシ!!
サイン	